



助成金の最新情報と活用のポイントをお届けします

助成金通信

11

2023

発行:はぎの社会保険労務士法人

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 6-73-4

TEL 043-272-2021 FAX 043-274-2362

在籍出向で労働者のスキルアップを図る企業を支援

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）とは、労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた事業主（出向元）に対して、当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成する制度です。この制度は令和4年12月2日に創設されました。

◆◆制度の概要◆◆

在籍型出向とは、自社にない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できる雇用形態です。産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）においては、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことを前提とし、出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させることが要件となります。

1 「在籍型出向」とは？

「在籍型出向」とは、出向元企業と出向先企業の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、出向先企業に一定期間継続して勤務することをいいます。

2 「在籍型出向」による効果

在籍型出向は、**自社にない実践での経験による新たなスキルの習得**することが期待でき、企業の事業活動の促進に効果的です。

◆◆助成率と助成額◆◆

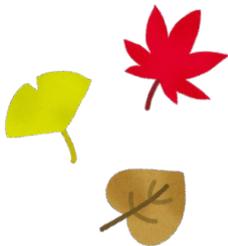
	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） イ 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額 ロ 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額	
上限額	8,490円 ^{※1} /1人1日当たり （1事業所1年度あたり1,000万円まで） （1人あたり1回まで）	

※1 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和5年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の受給額は、中小企業は出向中の賃金の2/3、中小企業以外は1/2を助成率とし、最長1年まで支給されます。

ただし、助成額は出向中の労働者について出向元が負担する額か、出向前の賃金の1/2のいずれか低い額に助成率をかけた額であり、上限額は1人1日当たり8,490円（令和5年8月1日以降の単価、毎年見直しされます。1事業所1年度あたり1,000万円まで）です。

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を受けるためには、事前に計画届の提出が必要です。また、支給申請書は出向復帰後の初回の賃金支払日の属する月以降の6か月間における最後の賃金支払い日の翌日から起算して2か月以内に提出す



する必要があります。詳細な申請様式や記入マニュアルは厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

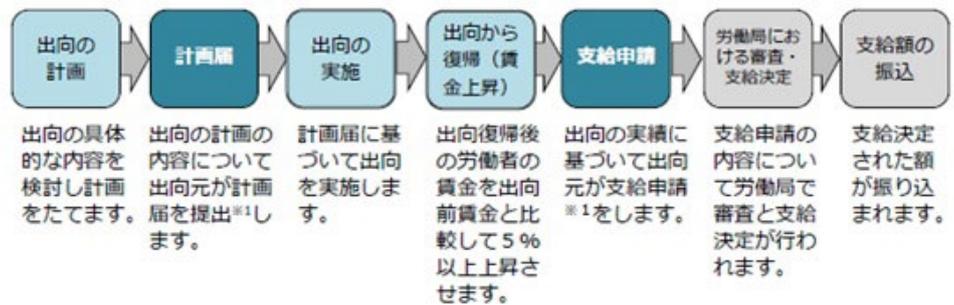
◆◇受給のポイント◆◇

- ① 「出向元事業主で解雇等がないこと」の要件があります。出向労働者の出向開始日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間（以下「基準期間」といいます）に、当該事業所において雇用する雇用保険被保険者（事業主都合（喪失原因3）で解雇等している場合は助成対象となりません。また、基準期間に特定受給資格を3人を超えて発生させた場合も対象にならない場合があります。
- ② 出向先事業所についても「雇用量要件」があり出向先事業所について、雇用保険被保険者や受け入れている派遣労働者の雇用指標の最近3か月間（計画届を提出する月の前月から前々々月まで）の月平均値が、前年同期比で一定程度減少していない場合に助成対象となります。
- ③ 出向先事業主が休業や出向を行い受給できる助成金を受給（雇用調整助成金や産業雇用安定助成金（雇用維持コース）等を受給している場合は対象外です。
- ④ 出向労働者を出向終了日の翌日から起算して6か月が経過する日を超えて継続して雇用している必要があります。また、上記を満たす場合でも対象労働者を、当該6か月を超えた日以降支給決定時までの間に、事業主都合による解雇等をした場合は助成対象となりません。
- ⑤ 助成対象の労働者は無期雇用労働者であって、パートタイム労働者でない者に限られます。また、雇用されて6か月未満の労働者は対象外です。
- ⑥ 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。



◆◇受給手続きの流れ◆◇

本助成金の受給の手続きは、原則次のような流れとなります。



◆◇おすすめポイント◆◇

要件がかなり厳しく、活用するのが困難な助成金です。関連事業主への出向も対象外ですので、出向先を選定するのも苦労することが考えられます。ただし、産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）が廃止されるため、出向に関して助成される助成金は、雇用調整助成金と産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）のみとなりました。

産業雇用安定センター等を上手に活用して出向先を見つけることが鍵になります。

○「在籍型出向」の活用事例

製造業（出向元） 事業体制見直しの中で新製品の事業開拓を進めるため、従業員のスキルアップやキャリア形成がしたい。 ロボット組立の最先端工場で経験を積ませ、組立技術やライン管理、安全管理技能等の習得を目指すことにした。	産業用電気機械器具製造業（出向先） 海外でのロボット需要拡大で製造現場の人員が不足しており、質の高い人材を探していた。 違う環境・職種へチャレンジしたい意欲のある人材を受入れることとした。
温泉旅館業（出向元） 老舗旅館を経営しているが、最新型ホテルの優れたサービスを学ぶため、出向させたい。	ホテル・サービス業（出向先） 老舗旅館からの出向であることから、スタッフのスキルアップにもつながると考え、初めて出向を受け入れた。
日本酒醸造業（出向元） 日本酒を醸造している。コロナ禍で海外で人気が高い日本酒の輸出に影響が生じているが、将来的に酒米の栽培も視野に入れているので、米作りを行っている法人があれば若手従業員に出向により技術習得させたい。	耕種農業（出向先） 水稻、大豆など生産・出荷を行っている。大型農業機械を導入しスマート農業により生産性向上を図ることにより、従業員には週休二日制をはじめ、大型特殊車両の資格取得を支援するなど労務管理を行っている。



あとがき

